



## ◎文化薫るまち、いずみおおつ。「泉大津市文化フォーラム」 「志」が人を「育て」、「動かす」 松陰はどんな環境から生まれたのか

幕末に松下村塾を開き、長州藩の志士を世に送った吉田松陰。なぜ、松陰の下で、明治維新を切り拓いた有能な英傑が育ったのだろうか。松陰は岸和田も訪っています。教育の方法を含め、松陰の家族や仲間についてお話をします。

入場無料。南海電鉄後援。問合 秘書広報課（市役所4階）

○7月5日(日)	【吉田松陰とその家族】一坂太郎氏（至誠館）	書
▽午後2時～3時30分（1時間開場）	△テクスピア大阪テクス	写 真
△テクスピア大阪テクス	ピアホール	陶 芸
▽午後2時～3時30分（1時間開場）	昭和41年芦屋市	（その他の規定）
△テクスピア大阪テクス	一坂太郎氏（至誠館）	※作品は額装（ガラス不可、アクリル可）または表装し、ひもをつける

○7月5日(日)  
【吉田松陰とその家族】一坂太郎氏（至誠館）  
書  
▽午後2時～3時30分（1時間開場）  
△テクスピア大阪テクス  
ピアホール  
昭和41年芦屋市  
一坂太郎氏（至誠館）

○7月5日(日)  
【吉田松陰とその家族】一坂太郎氏（至誠館）  
書  
▽午後2時～3時30分（1時間開場）  
△テクスピア大阪テクス  
ピアホール  
昭和41年芦屋市  
一坂太郎氏（至誠館）

## 学びを地域に還元！ クラブ紹介

「集い、学び、結び、次に届ける（学んだ知識、技術を地域などへ発信する）」を実践しているクラブを紹介します。

### 【クラブからのメッセージ】

藤豊会は「新舞踊」を学ぶクラブです。新舞踊とは、日本舞踊をベースにしたもので、歌謡曲や演歌など、歌詞のついた新旧の名曲に振り付け・演出を行います。詩の登場人物になり表現することで、見ていただく皆さんに感動を与え、楽しんでいただけます。

老若男女を問わず踊ることができるので、皆さんも5分間のドラマを踊ってみませんか！

新舞踊の会として、市の文化祭やいろいろなイベントにも参加しています。

**地域に還元できること** 演舞発表・指導など

**地域貢献活動** 地域老人会の新年会 介護施設での演舞、演舞指導

**新規依頼受付** 南公民館（☎33・1764）

### 【クラブの概要】

【活動日】第1、2、3木曜日 午後7時～9時 【場所】講堂 【部員数】5人 【部費】月額3,000円

その3

とうほうかい  
藤豊会（南公民館）



新舞踊を披露する藤豊会のメンバー

## 市展が大幅リニューアル！

毎年11月に行う市展（芸術作品公募展）が新しくなり、これまでの内容と大きく変わりました！日ごろアート制作を行っている人は、ぜひ挑戦してみてください。

### ■市展作品の出品規定

部 門	体 裁	大 き さ
洋 画	額装	10～30号 ※30号のみ仮枠（6cm以内）
日 本 画	額装または軸装	
書	梓張額装または軸装（仮巻および末裏打ちは不可）※折帖・冊子・巻子は不可 ※申込時に記入も添付	仕上がり寸法で全懐紙以上～1.3m <sup>2</sup> （12平方尺）以内
写 真	額装（アルミまたは木製額）またはパネル張	《単写真》カラー・モノクロともに半切から全紙まで（A3可） 《組写真》同一額装（半切～全紙）に収める
陶 芸	壺・花器・茶碗・皿・茶道具・オブジェ（抽象）※装飾的附属品は不可	縦・横・高さ合わせて110cm以内。ただし大皿は直径45cm以内

開催期間 11月27日(金)～29日(日)

会場 テクスピア大阪1階小ホール、織編館ギャラリー、3階研修室

部門 洋画、日本画、書、写真、陶芸（全5部門）

賞 ▷市長賞（全作品より最大1点）副賞 現金10万円 ※該当なし

の場合あり ▷教育長賞（各部門最大1点）副賞 現金1万円 ▷

シープの輝き賞（新進作家）副賞 織編館ギャラリーで無料作品展示

審査委員 出川哲郎氏（大阪市立東洋陶磁美術館長）、篠雅廣氏（大阪市立美術館長）、中塚宏行氏（大阪府文化・スポーツ課研究員）、泉大津市展審査委員

応募資格 搬入出に来ることができる一般の人（中学生以下を除く）。作品は他の公募展に出演していないものに限る

出品規定 右表のとおり

応募費用 1点につき1,000円（作品搬入時に支払い。支払後の返金はできません）

申込 9月1日(火)～11月6日(金)必着で、①住所、②氏名、③電話番号、④年齢、⑤部門、⑥題名、⑦大きさを明記のうえ、生涯学習課へ郵送、ファ

クス、メール、直接窓口でも受付可

宛先 ▷郵送…〒595-8686 〈住所記載不要〉生涯学習課宛て ▷ファ

クス…33・0670 ▷メール…syougaigakusyuu@city.izumiotsu.

osaka.jpへ ※専用の申込用紙は市内公共施設にて配布します

搬入（作品の提出）11月25日(水) 午後3時～7時にテクスピア大阪1

階小ホールへ

搬出 11月29日(日) 午後5時～6時（必ず預かり証を持参）

問合 生涯学習課（市役所3階）

（その他の規定）

※作品は額装（ガラス不可、アクリル可）または表装し、ひもをつける

※所定の出品票に必要事項を記入のうえ、作品の裏面右上に貼る

※応募点数は1人1部門につき1点

※無鑑査の取り扱いが変更になり、すべての人が審査対象



めざす姿：暮らしに文化・芸術・スポーツが息づくまち

今年で終戦70年

平和啓発事業を行います



### 平和バス見学会～姫路市平和資料館へ

親子で平和について学ぶバスツアー、「平和バス見学会」参加者を募集します。今年の行き先の姫路市平和資料館は、戦争がもたらした悲劇と惨禍を後世に継承し、かけがえのない平和の尊さを学ぶ施設です。

日時 8月4日(火) 午前8時15分市役所集合 8時30分出発

午後5時30分帰着（予定）

行先 姫路市平和資料館と姫路城

対象 市内在住の小学生と保護者（ただし1組2人まで。大人1人につき子ども1人） 定員 親子20組

参加料 無料（昼食と姫路城の入場料1,300円は自己負担）

申込 参加者の氏名、年齢（学年）、住所、電話番号を記入のうえ、7月16日(火)までに電話、ファックス（33・1178）、メール（jinken@city.izumiotsu.osaka.jp）で人権市民協働課へ

※定員を越えた場合は抽選

### 平和メッセージ展～うちわ作品の展示

市民の皆さんにご応募いただいた平和をテーマとしたうちわ作品と戦没者遺族会による展示を行う平和メッセージ展を開催します。

日程 7月10日(金)～14日(火)

※10日の午後4時から会場で表彰式があります。

会場 いずみおおつCITYアルザ1階アトリウム

### 平和パネル展～杉原千畝のドキュメント同時上映

写真やイラストで、戦争の悲惨さを伝えるパネル展を行います。平和メッセージ展の優秀作品も展示します。

また、リトアニアで追い詰められたユダヤ難民に日本通過のビザを発行し、6,000人の命を救った日本人、杉原千畝のドキュメントドラマ「命のビザ」を同時上映します。

日程 7月30日(火)～8月7日(金)正午

「命のビザ」上映時間 ①午前10時 ②正午 ③午後3時

場所 市役所1階市民ロビー

### 8月6、9、15日にサイレン吹鳴

戦争で犠牲となった人々に対する鎮魂、また、全世界から戦争と核兵器の永久追放を願い、市役所のサイレンを1分間鳴らします。黙とうをささげましょう。

黙とう日時 ▷8月6日(火) 午前8時15分 ▷9日(日) 午前11時2分 ▷15日(土) 正午 問合 人権市民協働課（市役所1階2番窓口）

70歳になった  
国保加入者の皆さんへ

## 高齢受給者証が交付されます

国民健康保険の加入者が70歳になった翌月（1日が誕生日の人はその月）から高齢受給者証の対象者となります（後期高齢者医療制度該当者は除く）。

70歳になった人には、誕生日の月末に高齢受給者証を送付します。現在、高齢受給者証をお持ちの人は7月末に新しい高齢受給者証を送付しますので、8月からは新しい高齢受給者証を保険証とともに医療機

### ■ 高齢受給者証を持つ被保険者の医療費の自己負担割合（所得区分によって異なる）

所得区分	所得区分の判定基準	負担割合
現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上となる70歳以上の国保被保険者がいる人（注1）。ただし、70歳以上の国保被保険者の収入の合計が、2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は「一般」区分と同様になります。（注2）	3割
一般（現役並み所得者および低所得I・IIに該当しない人）		2割
低所得II	同一世帯の世帯主と、国保被保険者が住民税非課税の人（低所得I以外の人）	
低所得I	同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税でその世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0となる人 年収例：単身世帯（年金収入のみ）80万円以下	（誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割）

（注1）平成27年1月以降新たに70歳となった国保被保険者のいる世帯のうち、基礎控除後の「総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合は「一般」の区分となります。

（注2）同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて、現役並み所得者となった国保被保険者が一人の場合、住民税課税所得が145万円以上かつ収入が383万円以上で、後期高齢者医療制度に移行した人も含めた収入合計が520万円未満である人は、申請により一般区分と同様になります。所得に応じて自己負担割合などが決まりますので、忘れずに所得の申告をしてください。

◎障がい基礎年金の所得状況届  
◎保険料免除申請

## 国民年金からのお知らせ

問合 保険年金課（市役所1階5番窓口）、日本年金機構堺西年金事務所（072・243・7900）

### 7月は障がい基礎年金の所得状況届の提出月です

20歳前の障がいによる障がい基礎年金、または旧障がい福祉年金から切り替わった障がい基礎年金を受けている人は、日本年金機構から届く所得状況届（現況届）のはがきを期日までに保険年金課へ提出してください。提出が遅れると10月分の障がい基礎年金の振り込みが遅れる場合があります。

### 平成27年度 国民年金免除申請の受付を開始します

### ■ 免除承認後の一部納付額と老齢基礎年金額への反映

免除の種類	1か月の一部納付額 (H27年度)	年金額への反映 ※ この 年 金 額 へ 反 映 さ れ る 割 合 は
全額免除	0円	2分の1
4分の3免除 (4分の1納付)	3,900円	8分の5
半額免除 (半額納付)	7,800円	4分の3
4分の1免除 (4分の3納付)	1万1,690円	8分の7

※申請日以降に納付された国民年金保険料は希望により還付されます。ただし2年以内に未納期間がある場合は保険料は未納期間に充当されます。  
※一部納付額を認めなければ一部免除は無効となります。免除承認後、各免除に応じた納付金額が印字された納付書を使い、納付してください。

## 国民健康保険料が決まりました

平成27年度国民健康保険料率および基礎賦課限度額が決定しましたので、お知らせします。

この保険料率に基づき7月に本算定を行い、今年度の各世帯の年間保険料を確定します。年間保険料は7月中旬ごろにお知らせします。問合 保険年金課保険料係（市役所1階5番窓口）

### ■ 平成27年度 国民健康保険料

年間医療分保険料と年間後期支援分保険料と年間介護分保険料の3種の合計額が、年間国民健康保険料となります。

#### 【医療分保険料】

①所得割額	世帯の平成26年中の基準総所得金額※の8.7%
②均等割額	世帯の被保険者一人あたり2万4,100円
③平等割額	一世帯あたり2万840円

①～③の合計額が世帯の年間「医療分保険料」。上限51万円

#### 【介護分保険料】

##### 40～64歳の人（介護第2号被保険者）

①所得割額	介護第2号被保険者の平成26年中の基準総所得金額※の2.6%
②均等割額	介護第2号被保険者一人あたり1万890円
③平等割額	介護第2号被保険者がいる一世帯あたり5,720円

①～③の合計額が世帯の年間「介護分保険料」。上限12万円

### ■ 年齢別 国民健康保険料の内訳

年齢	保険料の内訳
39歳までの人は	医療分・後期支援分
40～64歳の人は (介護第2号被保険者)	医療分・後期支援分・介護分
65歳以上の人 (介護第1号被保険者)	医療分・後期支援分

#### 【後期支援分保険料】

①所得割額	世帯の平成26年中の基準総所得金額※の2.6%
②均等割額	世帯の被保険者一人あたり8,840円
③平等割額	一世帯あたり6,830円

①～③の合計額が世帯の年間「後期支援分保険料」。上限14万円

※「基準総所得金額」は、前年中の所得に基づき算出されます。詳しくはお問い合わせください。



### ■ 納めていただく保険料の算出方法

$$\text{本算定保険料} - \text{仮算定保険料} = 7月から来年3月に納める保険料$$

年度途中で加入・脱退したときは、月割りで保険料を計算しますので、異動があったときは必ず届け出をしてください。

せください。

### ■ 年度の途中で65歳になる人の国民健康保険料

65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）までの介護分の額を計算し、医療分・後期支援分と合わせた額を1年間の国民健康保険料として翌年の3月までの期間に振り分けて納めていただきます。

### 保険料の納付に関する夜間相談窓口

#### 開設している日時

7月16日㈭、23日㈭、30日㈭ 午後7時30分まで

#### 開設している場所

保険年金課窓口（市役所1階5番窓口）

#### 内容

##### 国民健康保険料の納付相談

納付相談以外の転出入・死亡等資格取得喪失等の各種お届けの受け付けはできません。



保険料の納付は口座振替が便利です。

納め忘れのない口座振替をおすすめします。市指定の金融機関、郵便局または市役所保険年金課で手続きをしてください。

## ■医療機関などでの自己負担割合とその判定基準、限度額

課税状況	負担区分	負担割合	判定基準	自己負担限度額（月額）	
				外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
課税世帯	現役並み所得者	3割	同一世帯に住民税課税所得（各種所得控除後の所得）が145万円以上の被保険者がいる場合	4万4,400円	8万100円+1%（注1） (4万4,400円)（注2）
	一般		同一世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満	1万2,000円	4万4,400円
	低所得Ⅱ	1割	住民税非課税世帯に属する被保険者		2万4,600円
			▷住民税非課税世帯のすべての世帯員の各所得が0円となる人。公的年金等控除額は80万円として計算 ▷住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者	8,000円	1万5,000円

（注1）医療費が26万7,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。

（注2）（ ）内の金額は年3回以上該当した場合の4回目以降の限度額。

※入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外の費用は含みません。※月の途中で75歳となった人の場合、その誕生日については、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が、それぞれ通常月の2分の1（半額）になります。※入院・外来ともに同一医療機関での窓口負担は限度額まで。

## ■入院時の食費

課税状況	負担区分	食費の標準負担額（1食当たり）
課税世帯	現役並み所得者	260円
	一般	
非課税世帯	低所得Ⅱ	210円（過去12か月以内の入院日数が90日以内の入院の場合）
	（※）	160円（過去12か月以内の入院日数が90日を超える入院の場合）
低所得Ⅰ	老齢福祉年金受給者	100円
	低所得Ⅰ	0円

※適用を受けるためには高齢介護課での手続きが必要になります。

## ■療養病床に入院したときの食費と居住費

食費と居住費の一部を自己負担。ただし、入院医療の必要性が高い人は上記の「入院時の食費」のみ負担。

課税状況	負担区分	食費（1食当たり）（1日当たり）	居住費（1日当たり）
課税世帯	現役並み所得者	460円※	320円
	一般		
非課税世帯	低所得Ⅱ	210円	130円
	低所得Ⅰ	100円	

※管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどといった場合。それ以外の場合は420円

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ■自己負担割合図

同一世帯に平成27年度住民税課税所得額（各種所得控除後の所得）が145万円以上の被保険者がいる場合  
※この世帯に属する被保険者は、個人の平成27年度住民税課税所得額が145万円未満であっても3割負担。

同一世帯内の被保険者全員の平成27年度住民税の課税所得（各種所得控除後の所得）が145万円未満の場合。または、145万円以上の場合は昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および、この人と同じ世帯に属する被保険者の平成26年中の収入から算出した旧ただし書き所得の合計額210万円以下の場合は平成28年7月31日までの1年間です。また、現在お持ちの被保険者証（水色）の有効期限は、7月31日までとなっており、それ以後は使えませんのでご注意ください。

3割負担（現役並み所得者）

1割負担（一般）

後期高齢者医療被保険者証がだいだい色に変わります。

被保険者の皆さんに保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。

被保険者の所得水準に応じて被保険料の納入方法は、年金から直接納めていただく「特別徴収」と、口座振替や市役所からお送りする納付書で納めていた「普通徴収」の2通りに分かれます。

また、年度途中に被保険者と接お支払いいただきます。

されます。

## ■世帯の所得水準の判定区分と軽減割合

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額（年額）
①下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし公的年金など控除額は80万円とする）	9割	5,260円
②世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、基礎控除額（33万円）を超えないとき	8.5割	7,891円
③世帯の総所得金額などが【基礎控除額（33万円）+26万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	2万6,303円
④世帯の総所得金額などが【基礎控除額（33万円）+47万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	4万2,085円

△「課税標準額」が145万円以上ある後期高齢者医療制度になります。

△「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

## お問い合わせはこち

◎制度全般に関するることは府後期高齢者広域連合事務局へ

△保険料、被保険者資格、被保険者証などに関する事務…資格管理課（☎06-4790-2028）  
△給付事務、保健事業、医療費通知、レセプト点検に関する事務…給付課（☎06-4790-2031）

◎保険料の納付、その他各種届出に関する事務…高齢介護課へ（市役所1階8番窓口）



# 8月から介護保険制度が変わります

【問合】高齢介護課（市役所1階8番窓口）

## 施設などの食費・居住費の軽減要件に「資産要件など」が加わります

低所得の人のショートステイ利用を含む施設入所にかかる食費・居住費の軽減要件が追加されます。8月利用分からは、本人の所属する世帯全員が市民税非課税者であっても、次の要件に該当する場合は軽減の対象外となります。

軽減対象外

- ①世帯が別になっている配偶者が市民税課税者
- ②預貯金など（普通預金・定期預金・有価証券・投資信託・現金など）の金額が
  - ・配偶者がいない単身者の場合…1,000万円以上
  - ・配偶者がいる場合…夫婦合わせて2,000万円以上

8月以降の認定については、申請書の様式が変更となります。また、申請の際には次の書類が必要です。

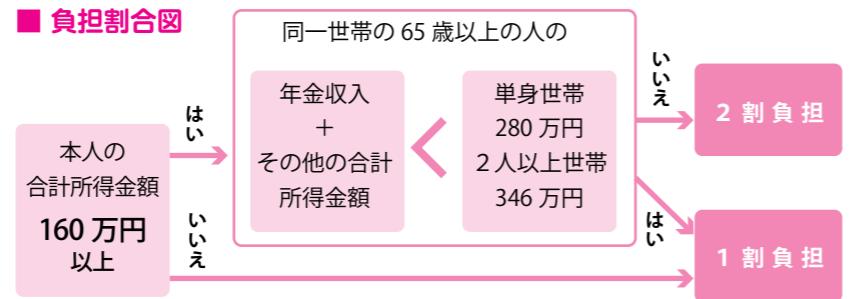
- ①負担限度額認定申請書（新様式）
- ②同意書（申請書裏面にあり。同意書にも記入・押印が必要）
- ③本人および配偶者の預貯金などの資産の額がわかる書類

## 一定以上の所得のある人は 利用者負担が2割になります

本人の合計所得金額が年額160万円（年金収入のみの場合280万円）以上の人には、介護サービスを利用した際の利用者負担（自己負担額）が2割になります（表参照）。

本人の合計所得金額が160万円以上の場合でも、同一世帯の65歳以上の人「年金収入+その他の合計所得金額」が2人以上世帯で346万円未満、単身世帯で280万円未満の場合は、利用者負担は1割となります。

### ■負担割合図



※利用者負担割合については、すでに要支援または要介護認定をお持ちの方に「介護保険負担割合証」を郵送にて8月までに交付します。介護保険証には利用者負担割合（1割または2割）が記載されませんので、8月からは介護保険サービスを利用する際にサービス提供事業所に「介護保険負担割合証」も提示してください。

所得更正や世帯構成の変更等により負担割合が変更となった場合には、差し替えとなり新しい「介護保険負担割合証」を交付します。速やかにご利用のサービス提供事業所へ提示してください。

## 特別養護老人ホーム

### 多床室の居住費負担が見直されます

介護保険施設の多床室の居住費は、平成27年度4月に光熱水費相当額を勘案して、基準額が320円から370円に見直されました。8月からは、特別養護老人ホームの多床室において、一定の所得を有する入所者については室料相当分の負担を居住費として求め、370円から840円に見直されます。

### 高額介護サービス費の限度額の一部が変わります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担額が一定額を超えた場合に支給される「高額介護サービス費」について、医療保険の現役並み所得に相当する方の限度額が4万4,400円に引き上げられます（現行は3万7,200円）。



めざす姿：すこやか安心長寿のまち

# 平成27年度 介護保険料が確定しました

納入通知書を送付します

65歳以上の人の平成27年度介護保険料が確定しました。納入通知書（納付書）は、各家庭に直接送付します。

### ■平成27年度 段階別介護保険料



段階	区分	介護保険料（年間）
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人。世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円以下の人	2万7,970円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額および合計所得金額の合計額が120万円以下の人	4万3,510円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階に該当しない人	4万6,620円
第4段階	世帯員に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税で課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円以下の人	5万4,700円
第5段階	世帯員に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税で課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円を超える人	6万2,160円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	6万9,610円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	7万7,700円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	9万3,240円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	10万5,670円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	11万4,990円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上の人	12万4,320円

### 介護保険料の減免制度があります

次の①か②の要件に該当する人は、介護保険料の減免を受けることができます。

#### ①対象者の要件（次の要件をすべて満たす人）

▷ 保険料段階が第2・3段階の人で、申請日時点で世帯全員が市民税非課税の人

▷ 世帯主およびすべての世帯員の前年中の収入金額の合計額が、次の額以下であること。前年中の収入金額とは、障がい年金、遺族年金、失業給付などの非課税収入を含むすべての収入金額をいう。また、事業所得などの収入で売上原価などの必要経費がある収入は、必要経費を控除した後の金額とする。

1人世帯…前年中の収入額111万円

2人世帯…前年中の収入額157万円

3人世帯…前年中の収入額203万円（以降世帯員が1人増えるごとに46万円を加算する）

▷ 所得税、市民税の扶養控除において、また健康保険などの医療保険において他の世帯の被扶養者となっていないこと。

▷ 世帯全員が現に居住している土地および家屋以外に資

産を持たないこと。また、現に居住している土地については、200m<sup>2</sup>（約60坪）を超えていないこと。

▷ 世帯全員の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること。

**減免額** 今の段階の保険料を第1段階の保険料に減額

#### ②対象者の要件（次の要件を満たす人）

▷ 介護保険給付において、食費・居住費の特例減額措置を受けている人。

**減免額** 今の段階の保険料を1段階下の保険料に減額。

**減免期間** 減免申請書の受付月から当該年度の3月分までとする（4～6月の受け付けについては、仮算定期間のため、前年の所得が確定する7月に決定）。

また、①②の減免以外に、失業や災害など、やむを得ない事情により介護保険料の納付が困難になった場合などに、保険料の減免を受けられることがあります。

問合 高齢介護課（市役所1階8番窓口）

# ほくの！わたしの！幼稚園じまん！

連載 第2回 旭幼稚園

地域の方と密接な幼稚園！  
芝生の園庭と大きな砂場が自慢！



畠あり砂場あり、みんな大好きななかよし広場



地域の皆さんの協力で四季折々の花を咲かせる花壇

旭幼稚園は“わくわくどきどき 幼稚園って楽しいな”を目標に、いろいろな遊びを通して、健康で明るく、元気いっぱい、そして感性の豊かな思いやりのある子どもたちであるようにと、様々な実践を進めています。

## 芝生の園庭・地域の皆さんと育てる花壇

園庭には緑化推進事業により芝生が植えられ、年齢の低い子どもたちも緑の中で安全に、自然と触れ合いながら遊ぶことができます。通用門に入ったところには、四季折々の花を咲かせる花壇があり、近隣の緑化活動を行っている皆さんの協力を得ながら育てています。送迎時にはきれいに咲いたお花を見ながら親子でお話ししているほほえましい姿も見られます。

## “わくわくどきどき”の野菜の収穫と泥遊びで元気いっぱい

園には「なかよし広場」が隣にあり、そこには、畠もあります。ここでも地域の皆さんに農作物の育て方を教えていただきながら、収穫する日を楽しみに野菜を育てています。また、保護者の皆さんが環境整備に協力してくださっています。

さらにこの広場には、たっぷりと山のように砂が積まれた子どもたち自慢の砂場があります。大きな山を作ったり、穴を掘ったりして、のびのび遊んでいます。夏になると泥んこ遊びの始まりです。年齢が大きくなるほど、遊び方は大胆になり、穴を掘り水を加えて湿った砂の上を歩いてみたり、長い川のようにしてみたり、その横では泥団子を作っている子もいます。それぞれが自由に、そして開放感を味わいながら身体全体で砂場での遊びを満喫しているようです。手や素足でその感触を楽しんでいます。

幼児期の成長において、砂場には大切な要素がたくさんあると言われています。これからも、この砂場遊びを通じて子どもたちの豊かな育ちを育んでいきます。

## 旭幼稚園データ

▷園児数 92人（平成27年6月現在）  
▷昭和町4-38（☎32・2130）



## 図書館だより

新着本や、図書館からのお知らせを掲載します。

●開館時間 → 午前9時30分～午後7時 ●問合 → ☎32・0562  
(土・日曜日、休日は午後5時まで)

## New Books 新しく入った本

### ●人生、ぐうたらに徹すべし（遠藤周作）

思いきり楽しもうじゃないか！人生、どう転んでも同じだからな。「人生ケチに徹すべし」「正義漢づらをするな」「忘年会の季節」など、好奇心あふれる達人の生き方、37篇。

### ●誰でもできる算数あそび60（算数あそび研究会）

計算の習熟や数感覚・図形感覚を養える算数あそびを紹介。あそびの内容とその特徴、育てたい力やあそびの手順、実際のあそびの様子を低・中・高学年で分けて示し、必勝法や算数的なポイントなどを解説する。

### ●ぼろイスのボス（ダイアナ・ウィン・ジョーンズ）

マーシャとサイモンの家に昔からあった、趣味の悪いぼろぼろのひじかけイス。そのイスにおばちゃんが魔法の液をこぼしてしまったせいで、イ

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## Events イベント情報

### ●映画会

【日時】8月1日(土) 午後2時～2時45分「ぼくの防空壕 野坂昭如 戦争童話集」

### ●おはなし会

【日時】7月18日(土) 午後3時～(約30分) 毎月第3土曜日の午後3時～

### ●赤ちゃんのためのおはなし会

【日時】8月6日(木) 午前11時～(約60分) 毎月第1木曜日の午前11時～

### ●ごはん

（平野恵理子） 真をごはんと一緒に炊き込んだ「たきこみごはん」、豪快に食べられる「どんぶりもの」、体が弱ったときにぴったりな「おかゆ」…。

スは人間に変身！「私はボスです」と言い、家族みんなにいろいろ指図はじめ…。

### ●モーモー村のおくりもの

（堀米薫） 人より牛の数が多い「モーモー村」に、ママをなくした美咲がやってきた。自信をうしない、さびしさをかかえた美咲の心を、モーモー村のやさしい風がつまみこみ…。

### ●海を渡った少年ジョン万次郎

（高村忠範） 土佐（高知県）の貧しい漁村に生まれた万次郎は家計を助けるため、仲間と海に出ましたが、嵐に遭い無人島に着きます。通りかかったアメリカの捕鯨船に助けられた万次郎はアメリカに渡り…。

### ●ごはん

（平野恵理子） 真をごはんと一緒に炊き込んだ「たきこみごはん」、豪快に食べられる「どんぶりもの」、体が弱ったときにぴったりな「おかゆ」…。

おいしそうなごはんがいっぱいの絵本。

市国民健康保険加入の40～74歳の人、16～39歳の市民の皆さんへ

## 特定健康診査・健康診査 集団健診を行います！

泉大津駅前のホテルレイクアルスターでの集団健診を開催します。下の表の「対象者」に該当する人で、今年4月以降に健康診査（人間ドック・国保ブチドック含む）を受診していない人は、ぜひお越しください。

**実施日** 8月9日(日)、10日(月) ※悪天候などにより予告なく中止する場合あり

**受付時間** 午前9時～正午 ※午前9時～10時ごろに受

け付けが集中します。この時間帯は待ち時間が長くなる可能性がありますので、ご了承ください。

**実施場所** ホテルレイクアルスター アルザ泉大津4F（健診での無料駐車券の対応はありません）

**定員** ▷特定健診…一日 200人（先着順） ▷健康診査…一日 50人（先着順）



めざす姿：健康で心豊かに暮らせるまち

## ■特定健康診査・健康診査の概要

	特定健康診査	健康診査
<b>対象者</b>	市国民健康保険に加入し、40～74歳（75歳誕生日の前日～昭和51年3月31日生まれ）の人で、まだ今年度の特定健康診査（医療機関での特定健診・人間ドック含む）を受診していない人	16～39歳（昭和51年4月1日～平成12年3月31日生まれ）で、まだ、今年度の健康診査を受診していない人
<b>持物</b>	①特定健康診査受診券（受診券をなくした人は再発行します）②保険証	医療保険証
<b>健診項目</b>	問診、診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図	問診、診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査
<b>申込方法</b>	下記連絡先へ電話申し込み。後日、受付確認はがきを送付	下記連絡先へ電話申し込み。後日、受診券を送付
<b>締切</b>	7月31日（ただし、定員に達しなかった場合は、締め切り後の申し込み可）	7月31日（ただし、定員に達しなかった場合は、締め切り後の申し込み可）
<b>問合</b>	保健年金課保健事業係（☎33・9531）	保健センター（☎33・8181）

受診した人にプレゼントがあります。

【受診者全員】▷ホテルレイクアルスターティーサロン割引券 ▷スポーツクラブ ルネサンス一日無料体験チケット

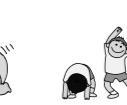
【抽選で各日1人】▷ホテルレイクアルスター和食レストラン小津ペアお食事券（4,000円相当）

また、受診会場ではトクホ（特定保健用食品）のサンプル配布を予定しています。

連載

## つなごう 健康と食育

妊娠・出産期・乳幼児期・学童・思春期・青年期・壮年期・高齢期



からはじめよう～

**日時** 7月18日(土) 午後1時30分～3時30分（1時から受付）

**場所** 保健センター **定員** 先着50人

**申込** 不要。当日直接会場へお越しください。

### ★健康と食育に関する募集情報★

### ■わくわく食育体験参加者募集

親子で楽しみながらいろいろな食の体験活動を行います。（詳しくは30ページ参照）

### ■地域ボランティア養成セミナー

「食と栄養・健康づくり教室」参加者募集  
食生活や健康づくり、ボランティア活動について皆さんと一緒に学びます。（詳しくは30ページ参照）

※「今より10分多く体を動かそう」という意味です。



地域子育て支援センターからのお知らせ (かみじょう認定こども園内 23・0012)

## 赤ちゃんと出かけてみませんか？おやこ広場「赤ちゃんルーム」

1歳までの赤ちゃんと親の交流の場です。親子でゆったり遊び、子育て仲間の輪を広げませんか。

**日時** 7月6日・13日(月)の午後1時～3時、7月27日(月)の午前9時30分～午後12時30分(時間内であれば、いつ来ていつ帰ってもかまいません)

**場所** 地域子育て支援センター子育て支援ルーム（駐車場は数台利用可）

**対象** 市内在住の1歳未満の子どもと保護者（兄弟の参加はご遠慮ください）

**定員** 20組



## 親子で楽しむ パパ！一緒にあそぼう

地域子育て支援センターでは、「パパ！いっしょにあそぼう」を開催します。子育て中のお父さんが子どもさんと一緒に来て、親子で自由に遊んでいただけます。

今回は外あそびです。親子で、砂あそびや水あそびなど楽しく遊びませんか？ 気軽にお越しください。

## 栄養士さんの栄養相談

赤ちゃんや子どもさんの食事、偏食などについて、栄養士さんが相談に応じます。栄養士さんからのお話のあと、個別に相談していただけます。

おやこ広場たんぽっぽの時間内に実施します。



### その他のお知らせ

## CAP いずみ公開講座 きょうだいが仲良く育つためのヒント

きょうだい関係の中で傷つくことがなく、お互いによい関係を育てるために、親や周囲のおとながどのようにかかわればよいか、子育てのヒントになるお話を、津村薰さんからうかがいます。

子どもに特別な世話を必要な場合やひとりっ子の場合のかかり方もお話ししていただきます。

**日時** 7月12日(日) 午後2時～4時

**場所** E'sホール（泉大津市役所前）

**対象** 関心のある方ならどなたでも

**定員** 50人

**参加費** 無料

**申込・問合** CAP いずみ事務局 (2072・438・8548)

## 第32回みんな集まれ元気っ子！～障がい児との交流会～

## 泉大津の親と子の集い

夏の元気っ子！の集いが近づいてきました。恒例の「作って遊ぼう！」です。歌やゲームなどもいっぱい予定しています。みなさん、誘い合ってご参加ください。子どもたちのレクリエーションと同時に、保護者の交流会も行う予定です。

**日時** 8月2日(日) 午前10時～正午

**場所** 勤労青少年ホーム

**参加費** 子ども一人につき200円（保険・飲み物代）

**申込** 7月17日(金)までに支援学級担任へ。認定こども園・保育所の人は保護者会役員へ。和泉支援学校・幼稚園の人は問合先へ  
**問合** 実行委員会（浜小学校・玉置21・2008）

## 『子育てしやすいまち泉大津』



### 生涯学習課からのお知らせ（市役所3階）

申込  
受付中！

#### 子育てワークショップを開催！

## エンジョイそと遊びⅡ～こどもの遊びに関わる大人の役割～

「かしこい頭と丈夫な身体」を育むのが教育であれば、「丈夫な頭とかしこい身体」を育むにはどうしたらいいだろう？ それを見つけ出すキーワードは、「遊び」。遊び心満載のワークショップを体験しませんか。

**日時・場所** ▷7月14日(火)・南公民館 ▷24日(金)・北公民館 いずれも午前10時～正午

**定員** 各30人（定員になりしだい締め切り）**一時保育** 6か月～未就学児 各回先着10人（申し込み締め切りは南公民館開催分が7月7日(火)、北公民館開催分が17日(金)）**講師** 川口裕之氏（プール学院大学非常勤講師）**申込** 受講希望の公民館の窓口または電話で。南公民館（23・1764）、北公民館（23・0505）



### 臨時福祉給付金担当からのお知らせ (0570・666・865)

## 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

#### ■臨時福祉給付金

**支給対象者** 平成27年1月1日時点に本市の住民基本台帳に登録されている人で、平成27年度分の市民税（均等割）が課税されていない人 ※ただし、市民税（均等割）が課税されている人の扶養親族などの場合や、生活保護を受けている人などは対象外です。

**支給額** 支給対象者1人につき6,000円

#### ■子育て世帯臨時特例給付金

**支給対象者** 平成27年6月分の児童手当（特例給付※を除く）の受給者

※特例給付…児童手当の所得制限限度額を超え、児童1人あたり月額5,000円を支給している人

**対象児童** 平成27年6月分の児童手当の対象児童

**支給額** 対象児童1人につき3,000円

#### ★注意点★

▷どちらの要件にも該当する人は両方受け取ることができます。それぞれ申請する必要があります。

▷申請書は対象と見込まれる人に郵送します。（7月下旬）

▷申請期間 8月5日(水)～平成28年2月5日(金)

※期間外の申請は受け付けられません。

#### 公務員の皆さんへ

勤務先から申請のための書類として、「申請書」が配布されます。「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁で証明を受けたうえで、基準日（平成27年5月31日）時点の住民票のある市区町村に申請してください。

#### 給付金に乗じた振り込め詐欺にご注意を！

▷市や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。

▷ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

▷「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めるることは絶対にありません。

▷現地点で、市や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。

詐欺かなと思ったら、迷わず、最寄りの警察署（泉大津警察署23・1234）または警察相談専用電話（#9110）へ。



## 子育て応援ひろば



保健センターからのお知らせ (☎33・8181)



### 各種相談・健診の日程

子育てを中心とした、さまざまな相談や健康診査などを実施しています。



#### 予防接種

##### ■三種混合・二種混合・MR（麻疹風疹混合ワクチン）・日本脳炎・不活化ポリオ・四種混合・水痘・子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種

市内指定医療機関で個別接種。広報いづみおおつ4月号「平成27年度 母子保健予定表（保存版）」をご覧ください。  
※子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月14日から、積極的な接種勧奨を一時中止しています。

##### ■BCG予防接種

実施日 7月8日(水)、24日(金)

受付時間 午後1時15分～2時30分

場所 保健センター

対象 生後3か月～1歳未満（標準的な接種期間は生後5～8か月）

当日は体温を測定し、母子健康手帳と予診票をお持ちください。予診票は子ども医療証の手続きの際などにお渡しした「予防接種と子どもの健康」冊子に挟んでいます。母子健康手帳をお忘れの場合は接種することができません。また、予防接種を受ける際は、必ず接種後の副反応について理解したうえで、接種するようにしてください。



#### 育児相談・子育て広場

相談名	対象	日時
7か月児相談	H26年12月生	8月4日(火) 午後0時45分～1時30分受付
乳幼児育児相談会 (身体計測・相談)	就学前の乳幼児	8月4日(火) 午後2時30分～3時受付
ほっこー食のサロン (食に関する相談・アドバイス)	就学前の乳幼児	8月4日(火) 午後1時30分～3時30分
ぴよぴよくらぶ (親子同士の交流・相談) ※タッチケア (赤ちゃんマッサージ)	1か月～8か月未満の親子	7月7日(火)、15日(木)、8月4日(火) 午前10時30分～11時30分 ※7月7日(火)、8月4日(火) 午前10時～10時30分
赤ちゃん広場 (親子同士の交流・相談)	7か月～1歳未満の親子	7月7日(火)、8月4日(火) 午後2時30分～4時
1・2・3のみんなの広場 (親子同士の交流・相談)	1～3歳の親子	7月14日(火)、15日(水) 午後2時30分～4時

場所 保健センター



#### 乳幼児健診

健診名	対象	日程
4か月児健診	H27年2月21日～ H27年3月10日生	7月9日(木)
	H27年3月11日～ H27年3月31日生	7月22日(水)
乳児後期健診	9か月～1歳未満	指定医療機関でお受けください 受診票は4か月児健診時配布
	H25年12月11日～ H25年12月31日生	7月14日(火)
3歳6か月児健診	H23年12月生	7月15日(水)
場所 保健センター	受付時間	個別に通知します。



#### よい歯を育てる会（歯科健診）

対象	日程
2歳児	H25年7月生
2歳6か月児	H25年1月生
3歳児	H24年7月生
場所 保健センター	受付時間 午後0時50分～1時20分。午後2時30分ごろ終了予定 持物 母子健康手帳・歯ブラシ・お茶（2歳6か月児のみ52円切手、筆記用具）※今月都合の悪い場合は来月でも可（予約不要）



#### ベビーCooking（離乳食講習会）

日時	対象	受付時間
7月27日(月)	H27年2月生	午後1時15分～1時30分
場所 保健センター	※今月都合が悪い場合、来月でも可（予約不要）	



#### 発達相談

発達相談員が個別に相談をお受けします（予約制）。



#### たまごクラス（両親学級）

7・8月コース受け付け中。お子さん連れの参加はご遠慮ください。詳細は、保健センターまで。

15歳未満の子どもが休日に病気になったら…

#### 泉州北部小児初期救急広域センター

(岸和田市荒木町1-1-51 ☎072・443・5940)

[受付] ▶土曜日…午後5時～10時 ▶日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）…午前9時～午後10時

※正午～午後1時と午後4時～5時は受け付け不可

なお、休日の救急診療は市消防本部（☎21・0119）へ。